Michihiro Shoji

極的に向き合う。同事務所が係争 引き受けない」という事案にも、積 とする。 事務所は、 一放っておくと誰も(弁護を) だ。庄司道弘代表弁護士 その底流にあるのは 各種の専門訴訟を得意

中のある事案を紹介しよう。 ・関内にある横浜関内法律

原状回復に加え国を提訴突然で理不尽な境界変更

依頼人の住宅も、 を満たさない「既存不適格 の道に接していないと建てられな 張してきたのは、 道路として使用していた道に、 を巡る相談が舞い込んだ。 い。古い住宅などには、この基準 を受けた土地家屋調査士だった。 住宅を建てるメーカーとその依頼 れていたという。新たな境界を主 らない間に境界杭が打たれ登記さ 現在の法律では、住宅は一定幅 60 もあり、建て替えができない。 代の依頼人から、 突如押し付けら 向かい側に建売 土地境界 物物 知

医療事故

国際家事

相続

追及。 建て替えはできず転売しようにも 準に達せず、 取られていない。同事務所は、 資産価値は大きく下がる。 の境界に戻させた一 うした相手側の数々の瑕疵を鋭く のだが、この案件ではその手続が たりする際は、 の関係者が立ち会った上で行なう そもそも境界を定めたり変更し 結果、主張を退けさせ、 既存不適格となる。 隣地の所有者など そ 元

案件を係争中だ。

た依頼人の意も受け、

現在もこの

追及すべく、 えて法務局を、 を認め登記したのか? た。なぜ法務局はいい加減な書類 「道路は戻り不利益はないようで 釈然としない点が残りまし 土地家屋調査士に加 国家賠償を求めて その点を

> どで費用と心労面で負担の多かっ 訴えたのです」(庄司弁護士)。 して国家賠償訴訟ならなおのこと。 訴訟は時間も費用もかかる。 同事務所では独自の測量な ま

職務規定や守るべき点を聴き取 屋調査士や建築士などから彼らの しています。この場合も、 **- 理不尽を許さない姿勢を基準に** 勝てると踏みました」 土地家

局や土地家屋調査士の「理不尽」 うした経験も、この案件での法務 れる行政訴訟の弁護にも与る。そ を見抜くベースとなっている。 庄司弁護士は、自治体が訴えら

庄司道弘 弁護士

F 1 L E

取り扱い業務

行政訴訟

不動産

事件

れた境界を放置すれば、

道幅が基

P R O

宗教法人 問題

1970年、早稲田大学第一 法学部卒業。75年、司法試 験合格。82年、現事務所の 前身・庄司法律事務所設立。 01年、現事務所に名称変更。 05年、横浜弁護士会会長。 日常の訴訟に加え、各種の 専門訴訟、行政訴訟や宗教 法人関連の事案等のニッチ な案件をも得意とする。好 きな人はガンジー

問い合 ゎ せ

横浜関内 法律事務所

〒231-0006 神奈川県横浜市中区 南仲通1-6 関内 NS ビル 2F

TEL 045-212-1233 FAX 045-212-2233

Email o soudan@sn-law.gr.jp

URL http://www. sn-law.gr.jp/

